主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項
基本目	標 1	男女平等の実現に向	向けた社会環境を整備する					
<u>Ĵ</u>	01	広報の手引きの修正と活用	「広報活動の手引き」を見直し、各課に周知を 図り、研修などでの活用を検討します。	情報発信企画課 市民活動推進課	広報の手引きの修正と活用		発信企画課 5動推進課	
社 会 制 度	02	メディア・リテラシー (情報読解能力) の学習機会提供	メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら 発信する能力を養うための学習機会などを提供し ます。	市民活動推進課	メディア・リテラシー(情報読 解能力)の学習機会提供	メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を養うための学習機会などを提供しま す。	5動推進課	
発行の見	03	ウィルながおかフォーラムの開 催や情報誌の発行	市民公募委員との協働で、ウィルながおか フォーラムの開催や女性生活史、情報誌あぜりあ の発行を行い、広く市民への意識啓発を行いま す。		男女平等推進センター「ウィル ながおか」での意識啓発事業	市民公募委員との協働で、ウィルながおかフォーラムの開催や、情報誌あぜりあの発行、 各種講座 を 市民活開催し、広く市民への意識啓発を行います。		ウィルながおかで実施する意識啓発 事業全般を対象とするよう修正
元直しと意識啓	04	中央公民館・教育活動事業	家庭教育では、家庭の教育力を高めるための親も育つ子育てセミナー、高齢者教育では、親睦と交流等を図るための趣味の教室、地域人材教育では、地域リーダー育成のための生涯学習推進大学などを開催します。	中央公民館	中央公民館・教育活動事業	性別に係らず、多様な生き方を選択できる場として、家庭教育では、家庭の教育力を高めるための親も育つ子育てセミナー、高齢者教育では、親睦と交流等を図るための趣味の教室、地域人材教育では、地域リーダー育成のための生涯学習推進大学などを開催します。	\民館	
(2 学	05	小・中学校の児童生徒への男女 共同参画学習	学習指導要領に基づき、小・中学校において児 童生徒の発達段階に応じて、学校教育全体の中で 男女共同参画学習を行います。		小・中学校の児童生徒への男女 共同参画学習	学習指導要領に基づき、小・中学校において児童 生徒の発達段階に応じて、学校教育全体の中で男女 共同参画学習を行います。	汝育課	
- 校 な ど のに	06	小・中学校の教職員を対象とした男女共同参画を含む人権教育 に関する研修	小・中学校の教職員を対象に、男女共同参画に 関する内容を含む人権教育の充実に向けた研修の 工夫を図ります。	学校教育課	小・中学校の教職員を対象とした男女共同参画を含む人権教育 に関する研修	小・中学校の教職員を対象に、男女共同参画に関する内容を含む人権教育の充実に向けた研修の工夫 学校巻を図ります。	汝 育課	
推進の男女	07	幼児への男女共同参画学習	幼児を対象に、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないよう幼児教育及び保育を行います。職員の意識啓発を園内研修などで高めていきます。	保育課	幼児への男女共同参画 教育	幼児を対象に、固定的な性別役割分担意識を植え つけることのないよう幼児教育及び保育を行いま す。職員の意識啓発を園内研修などで高めていきま す。	果	事業名について委員から指摘があっ たため変更する
平 等 教 育	08	幼稚園・保育園の保護者を対象 とした男女共同参画の意識啓発	保護者を対象に、男女がともに育児参加できる 意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点を 持った行事などの企画、運営に配慮します。	保育課	幼稚園・保育園の保護者を対象 とした男女共同参画の意識啓発	保護者を対象に、男女がともに育児参加できる意 識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点を持っ 保育調 た行事などの企画、運営に配慮します。		
	09	政策方針決定過程への女性参画 割合向上	市の審議会・委員会などにおける女性の登用割 合を高めます。	市民活動推進課	政策方針決定過程への女性参画 割合向上	市の審議会・委員会などにおける女性の登用割合 市民活を高めます。	5動推進課	
(3)審議会など	10	女性職員の管理職登用の推進	人事考課制度による職務能力・勤務実績に基づいて、女性職員の管理職への登用を更に推進します。	人事課	女性職員の管理職登用の推進	研修の実施等により女性職員のキャリア支援を図るとともに、人事考課制度による職務能力・勤務実績に基づいて、女性職員の管理職への登用を更に推進します。	#	・H28.3.31に策定した女性活躍推進 法に基づく特定事業主行動計画の内容を踏まえ、計画内容を更新(追記)するもの。 ・女性管理職の登用は、人事考課制度に基づき公平公正に行うことに加え、キャリア支援による女性職員の動機づけ・人材育成・能力開発を行うこともの。
こへの 女 性	11	自治会役員への女性の参画促進	町内会活動における意思決定過程への女性の参 画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行 います。	市民窓口サービス課	自治会役員への女性の参画促進	町内会活動における意思決定過程への女性の参画 を促進するため、意識啓発などの取り組みを行いま す。	窓口サービス	
の 参 画	12	コミュニティでの女性の参画促 進	コミュニティ活動における意思決定過程への女 性の参画を促進するため、意識啓発などの取り組 みを行います。	市民活動推進課	コミュニティでの女性の参画促 進	コミュニティ活動における意思決定過程への女性 の参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを 行います。	5動推進課	
推 進 	13	防災分野での女性の参画促進	防災分野における意思決定過程への女性参画を 促進するため、意識啓発などの取り組みを行いま す。	危機管理防災本部	防災分野での女性の参画促進	防災分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。 危機管	· 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
	14	農業分野での女性の参画促進	農業分野における意思決定過程への女性参画を 促進するため、意識啓発などの取り組みを行いま す。	農水産政策課	農業分野での女性の参画促進	農業分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	 	

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容推進課	特記事項
(4) 企業	15	事業者などでの女性の参画促進	県や商工会議所などと連携し、ハッピー・パートナー企業登録を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	市民活動推進課商業振興課			主要施策(10)に移動
・団体などで	26				男女の均等な機会と待遇の確保	男女が共にやりがいを持って、能力に応じた働き 方ができるようになるため、雇用主や労働者に対し 意識啓発などの取り組みを行います。	主要施策(9)から移動
の女性の参	追加				女性活躍推進事業	雇用主や労働者に対し、女性登用の必要性や男女 が共に育児・介護など家庭生活に参画すること、そ のための働きやすい環境づくりについて意識啓発な どの取り組みを行います。 市民活動推進課	
野業 (で・5 画の商	16	活き活き農らいふ支援事業	女性の新しい視点を取り入れた取り組みや、長 岡ならではの商品開発・販売手法などの創出を支 援します。	農水産政策課	活き活き農らいふ支援事業	女性の新しい視点を取り入れた取り組みや、長岡 ならではの商品開発・販売手法などの創出を支援し 農水産政策課 ます。	
推女工農 進性業林 の分産	17	家族経営協定の締結促進	農業普及指導センターなどと連携し、女性の経 営参画促進を目的として、家族経営協定の必要性 の意識啓発などの取り組みを行います。	農水産政策課	家族経営協定の締結促進	農業普及指導センターなどと連携し、女性の経営 参画促進を目的として、家族経営協定の必要性の意 識啓発などの取り組みを行います。	
(6)防災分野	18	平日日中の災害発生時のシミュ レーション事業	平日日中の災害に備えるワークショップと防災 訓練を男女共同参画の視点で行い、地域の防災力 向上を図ります。	危機管理防災本部 市民活動推進課	地域の防災訓練の充実	地域が実施する男女共同参画の視点を取り入れた 訓練を支援し、地域の防災力向上を図ります。 危機管理防災本部	平成23~25年度に平日日中の災害発生時のシミュレーション事業を実施し、平成26年度からはこの事業を含めた複数のテーマから地域がテーマを選定し防災訓練を実施している。
進の女性の	追加				女性のための防災講座の実施	女性の視点に立った災害時に必要な備えや知識を 身につけるとともに、主体的に行動出来る人材の育 成を図ります。 市民活動推進課	
参 画 推	追加				女性消防団員の育成	女性消防団員を積極的に採用するとともに訓練や 研修の受講等を通じて資質向上を図ります。 消防本部総務課	
	19	ながおかヘルシープラン21推進 事業	男女がともに、市民のありたい姿「人とひと輝く笑顔がはぐくむ健康なまちながおか」を実現するため、具体的な健康目標を設定し、その目標の達成に向けて市民、地域、行政が連携しながら、健康づくりに取り組みます。	健康課	ながおかヘルシープラン21推進 事業	男女がともに、市民のありたい姿「人とひと輝く 笑顔がはぐくむ健康なまちながおか」を実現するため、具体的な健康目標を設定し、その目標の達成に向けて市民、地域、行政が連携しながら、生涯を通じた健康づくりに取り組みます。	
7	20	子宮がん・乳がん検診	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実 施するとともに、正しい知識の普及を図ります。	健康課	子宮がん・乳がん検診	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実 施するとともに、正しい知識の普及を図ります。 健康課	
)男女の生涯	21	妊娠・出産期における健康支援	妊娠届を受理し、母子健康手帳交付します。妊娠届を提出した妊婦に14回、産婦人科医療機関で妊婦健診を行い、妊娠中の疾病の予防・早期発見により安全な出産に備えます。また保健指導を行い、母子保健サービスを紹介します。	子ども家庭課	妊娠・出産期における健康支援	妊娠届を受理し、母子健康手帳交付します。妊娠 届を提出した妊婦に14回、産婦人科医療機関で妊婦 健診を行い、妊娠中の疾病の予防・早期発見により 安全な出産に備えます。また保健指導を行い、母子 保健サービスを紹介します。	
を通じた健康	22	思春期・青少年相談	20歳未満の子どもとその保護者を対象に、子どもから大人へ移行する思春期において心身のバランスを崩しやすい青少年の非行、学業と進路、交友、男女交際、不登校、いじめなどの相談を受け付けます。	子ども家庭課	思春期・青少年相談	20歳未満の子どもとその保護者を対象に、子ども から大人へ移行する思春期において心身のバランス を崩しやすい青少年の非行、学業と進路、交友、男 女交際、不登校、いじめなどの相談を受け付けま す。	
援	23	青少年育成活動	街頭などにおいて、喫煙や怠業、交通マナーなど、青少年の不良行為などに対して声掛けを行い、反省を促します。また、目に見える不良行為にとどまらず、広く声掛けを行い、悩みを抱える青少年などへの指導・助言を行います。	子ども家庭課	青少年育成活動	街頭などにおいて、喫煙や怠業、交通マナーなど、青少年の不良行為などに対して声掛けを行い、 反省を促します。また、目に見える不良行為にとど まらず、広く声掛けを行い、悩みを抱える青少年な どへの指導・助言を行います。	
	24	介護予防事業	高齢者を対象に、介護予防のための事業(運動機能向上事業や認知症予防事業など)を行います。	長寿はつらつ課	介護予防事業	高齢者を対象に、介護予防のための事業(運動機 能向上事業や認知症予防事業など)を行います。 長寿はつらつ課	

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容 推進課	特記事項
基本目	標 2	あらゆる分野におけ	ナる仕事と生活の調和(ワーク・ ラ	ライフ・バラ	ンス)の普及を図る		
(8)市民	25	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) や男女共同参画の情報提供	市政だより、ホームページ、その他の媒体を活用し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や男女共同参画関連の情報を提供します。	丛	仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)や男女共同参 画の情報提供		推進課:市民活動推進課(市民向け)商業振興課(事業者向け)に変 更
・事発者へ	追加				ワーク・ライフ・バランス普及の 意識醸成	事業者や市民、行政が一体となってワーク・ライフ・バランスの普及に向け取り組むための体制整備市民活動推進課を検討します。	
特遇の確保行ののでは、	26	男女の均等な機会と待遇の確保	雇用主や労働者を対象に、男女雇用機会均等法などの労働に関する法律及び育児・介護休業法に基づく育児休業制度、介護休業制度などを周知します。	商業振興課			主要施策 (4) に移動
	27	ハラスメント防止セミナー	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラス メントなどに関する人事担当者や企業の管理職を 対象に、ハラスメント防止セミナーを開催しま す。	商業振興課		働きやすい職場環境づくりに向けたマニュアルの 作成やワークライフバランスの導入、ハラスメント	
(100) 動	28	働きやすい職場環境推進事業	平成23年度に実施したアンケート調査結果に基づき、働きやすい職場環境づくりに向けたマニュアル作成などを行い、そのマニュアルを活用して企業に対して働きやすい職場環境に関する情報提供を行います。	商業振興課	働きやすい職場環境推進事業	防止など各種セミナーの開催、ワークライフバラン 商業振興課 ス相談員の派遣など、企業の働きやすい職場環境づ くりを支援します。	事業27, 28を統合
きやすい職場	15				ハッピー・パートナー企業登録 促進	県や商工会議所などと連携し、ハッピー・パートナー企業登録を促進するため、意識啓発などの取り 市民活動推進課組みを行います。 また、市の建設工事入札参加資格審査において、登録企業を対象に主観点の加算を行います。	主要施策(4)から移動
環 境 づ く り	追加				男女の介護・育児と仕事の両立 の支援	男女が介護や育児などの家庭生活を担いながら、 やりがいを持って働き続けられるよう、雇用主や労 働者へ制度の周知や意識啓発などの取り組みを行い ます。	
	追加				相談機能の充実	子育てと仕事の両立、再就職、職場の人間関係な ど仕事や職場の悩みについて相談できる体制を充実 します。 市民活動推進課	
女 (1 支 (1) 援 就	29	再就職準備セミナー	ハローワークと連携し、子育てなどで職を離れ た方を対象に、再就職準備セミナーを実施しま す。	市民活動推進課商業振興課	再就職準備セミナー	ハローワーク等と連携し、子育てなどで職を離れ た方を対象に、再就職準備セミナーを実施します。 市民活動推進課	
(1 2) #地	30	コミュニティ推進事業	地域活動の場で男女共同参画を推進し、男女が ともに地域づくりをしていくため、コミュニティ センターでの男女共同参画関連事業を実施しま す。	市民活動推進課	コミュニティ推進事業	地域活動の場で男女共同参画を推進し、男女がと もに地域づくりをしていくため、コミュニティセン ターでの男女共同参画関連事業を実施します。	
共同参画推進地域・社会活動で	31	まちなかキャンパス長岡管理・ 運営事業	市内の3大学1高専と連携し、多様化、高度化する学びのニーズやスタイルに対応できるよう、「まちづくり」「ひとづくり」「ものづくり」を基本に学びから実践に発展させるとともに、楽しく学びながら市民協働の主体となれる人材育成も担います。		まちなかキャンパス長岡管理・ 運営事業	市内3大学1高専との協働により、多様化、高度 化する市民の学びのニーズに応じた講座や事業を実 施します。その中で、保育サービスなど、男女がと もに参加しやすい学びの場の提供に努めます。	
で の 男 女	68	コミュニティセンターの整備	地域における拠点づくりを進め、地域活動の活 性化を支援します。	市民活動推進課	コミュニティセンターの整備	地域における拠点づくりを進め、地域活動の活性 化を支援します。 市民活動推進課	主要施策(19)から移動

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項
	32	職員の育児・家事参加に関する 意識啓発	特定事業主行動計画に基づき、全ての職員に対し、育児や家事参加に関する職場全体の意識醸成や制度周知を更に推進します。	人事課	職員の育児・家事参加に関する 意識啓発	2つの特定事業主行動計画に基づき、男女を問わず全ての職員に対し、育児や家事参加に関する職場全体の意識醸成や制度周知を更に推進するとともに、育児に関する休暇等の取得促進を図ります。	人事課	次世代育成支援対策法に基づく特定 事業主行動計画に加え、H28.3.31の 女性活躍推進法に基づく特定事業主 行動計画の策定及びその内容を踏ま え、文言の修正及び追加を行うも の。
	33	ファミリー・サポート・セン ター事業	「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と 「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員 として登録し、相互援助活動を通して地域におけ る子育てを支援します。	子ども家庭課	ファミリー・サポート・セン ター事業	「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員として登録し、相互援助活動を通して地域における子育てを支援します。	子ども家庭課	
	34	こんにちは赤ちゃん訪問	未熟児・ 新生児訪問含む、生後4か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や保健指導を行います。	子ども家庭課	こんにちは赤ちゃん訪問	未熟児・ 新生児訪問含む、生後4か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や保健指導を行います。	子ども家庭課	
	35	ブックスタート事業	絵本の読み聞かせを通した親と子のふれあいや 絆づくりのきっかけとして実施します。生後6か 月の赤ちゃん相談で、絵本を開く楽しい体験と一 緒にメッセージを伝え、絵本1冊とオリジナルの アドバイス集を渡します。	子ども家庭課	ブックスタート事業	絵本の読み聞かせを通した親と子のふれあいや絆づくりのきっかけとして実施します。生後6か月の赤ちゃん相談で、絵本を開く楽しい体験と一緒にメッセージを伝え、絵本1冊とオリジナルのアドバイス集を渡します。 全9会場 64回/年 対象約1万人(5年間)	子ども家庭課	
育	36	子育て家庭からの相談に対する 支援の充実	子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる 環境を整備します。相談員は各地域の子育て支援 センターなど、親子が集う場所に出向き、子育て 中の親と膝を交えての相談・支援を行います。	子ども家庭課	子育て家庭からの相談に対する 支援の充実	子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境を整備します。家庭児童相談室における電話・来所及び訪問による相談対応のほか、相談員が各地域の子育ての駅や子育て支援センターなどに出向いて気軽に参加できる相談会等を行います。	子ども家庭課	
て支援体制の整	37	子育ての駅の運営	子どもの成長と子育てを支援することを目的 に、世代を越えた交流や子育て支援の輪が広がる 拠点施設として、子育ての駅を運営します。子育 てに関する情報提供や交流会、講座、子育て相談 などを行います。	子ども家庭課	子育ての駅の運営	子どもの成長と子育てを支援することを目的に、 世代を越えた交流や子育て支援の輪が広がる拠点施 設として、子育ての駅を運営します。子育てに関す る情報提供や交流会、講座、子育て相談などを行い ます。	子ども家庭課	
一備 ・ 充 実	38	親の子育て力をつける親育ち事業	妊娠・出産に関する情報提供と、父親が育児の 当事者であるという意識を高めるため、パパママ サークルを開催します。また、子育てについて考 えるきっかけとして「父と子のメモリアルカー ド」の利用促進を図ります。	子ども家庭課	親の子育て力をつける親育ち事業	妊娠・出産に関する情報提供と、父親が育児の当事者であるという意識を高めるため、パパママサークルを開催します。また、子育てについて考えるきっかけとして「父と子のメモリアルカード」の利用促進を図ります。		
	39	児童クラブの充実	児童の健全な育成と放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するため、保護者や地域コミュニティと協力し、児童クラブの充実を図るほか、地域の実情に応じて児童クラブの整備をするとともに、大規模児童クラブの解消に取り組みます。	子ども家庭課	児童クラブの充実	児童の健全な育成と放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するため、地域コミュニティ推進組織や学校と協力し、児童クラブの充実を図るほか、地域の実情に応じて児童クラブの整備をするとともに、大規模児童クラブの解消に取り組みます。	子ども家庭課	
	40	母子保健推進員活動	育児の身近な相談相手として家庭訪問を実施します。各地域で子育て支援地区活動として育児講座の開催や茶話会、自主親子サークルへの支援活動を実施し楽しく子育てできるよう支援します。	子ども家庭課	母子保健推進員活動	育児の身近な相談相手として家庭訪問を実施します。各地域で子育て支援地区活動として育児講座の開催やままのまカフェ、自主親子サークルへの支援活動を実施し楽しく子育てできるよう支援します。	子ども家庭課	H26年度から、茶話会を「ままのま カフェ」として開催している。
	41	保育園における育児相談窓口の 充実	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保 護者の育児相談の内容の充実を図ります。	保育課	保育園における育児相談窓口の 充実	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護 者の育児相談の内容の充実を図ります。	保育課	
	42	多様なニーズに応じた保育の実 施	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者のため、延長保育・休日保育・一時保育・病後児保育などの体制を整備し、利用件数を増やします。	保育課	多様なニーズに応じた保育の実 施	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者のため、延長保育・休日保育・一時保育・病後児保育などの体制を整備し、利用件数を増やします。	保育課	

資料No.2

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項
整	43	高齢者や介護者を地域全体で支える体制づくりの推進	地域包括支援センターが核となり、地域住民や 医療・介護・福祉・保健など、関係機関との連携 を深め、高齢者や介護者を地域全体で支える体制 づくりを推進します。	長寿はつらつ課	高齢者や介護者の相談窓口の運 営	地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族の様々な相談に対応します。	長寿はつらつ課	
備・充実 ・充実 体	44	在宅介護者への支援の充実	在宅介護者の負担を軽減するため、支援金制度 の創設や地域のネットワーク活用など、在宅介護 を地域で応援する仕組みをつくります。	長寿はつらつ課	在宅介護者への支援の充実	在宅介護者を支援するため、在宅の要介護高齢者 を常時介護する同居家族に支援金を支給します。ま た、在宅介護者の介護技術向上のための研修会や交 流会を開催します。	目書けっこの細	

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項			
基本目	基本目標3 配偶者などからの暴力を根絶する【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】										
(15) あ	45	DV防止の意識啓発の推進	講演会・学習会の開催や、チラシ・パンフレットの配布、中・高・高専・大学でのDV出前講座の開催、就学前家庭教育講座での保護者に向けた啓発活動などを行います。	市民活動推進課	D V 防止の意識啓発の推進と相 談窓口の周知	講演会・学習会の開催や、チラシ・パンフレットの配布、中・高・高専・大学でのDV山前講座の開催等により、児童・生徒や保護者に向けた容差活動などを記載した。		事業No.45, 46を統合			
らゆる暴力	46	DVなど相談窓口の周知	DV相談窓口を記載したカード・パンフレットを公共施設の窓口などに設置し、デートDV講座や講演会での周知及び市政だよりによる相談事業の告知などを行います。	市民活動推進課 広報編集課		などを行います。また、DV相談窓口を記載した カード、パンフレットを設置し、周知を行います。					
の根絶に向	47	DV防止の意識啓発の推進、相 談窓口の周知 (外国籍向け)	多言語情報紙「コンニチハ長岡」(英語)/「ニーハオ長岡」(中国語)や、ホームページ(英語)にDV相談窓口(男女平等推進センターやNPO法人の情報)を掲載し、周知を図ります。	国際交流課	外国人、障害者、高齢者に配慮 した相談窓口の周知	被害者が国籍や障害の有無等を問わず相談ができるよう、より分かりやすい相談窓口の周知方法について検討します。		障害者、高齢者を含んだ内容に修正			
け た 意	48	職場におけるハラスメント相談 への対応	職場におけるセクハラ・パワハラ被害や、人権 侵害などについての相談対応を行います。	市民活動推進課				主要施策(16)に移動			
識 啓 発	49	学校におけるセクシュアル・ハ ラスメントの防止	学校において、児童生徒が受けるセクシュアル・ハラスメントを含め、人権教育に関する教職員の研修を充実し、意識啓発活動に取り組みます。	学校教育課	学校におけるセクシュアル・ハ ラスメントの防止	学校において、児童生徒が受けるセクシュアル・ ハラスメントを含め、人権教育に関する教職員の研 修を充実し、意識啓発活動に取り組みます。	学校教育課				
	50	安全に安心して相談できる体制 強化	女性相談員が、ウィルながおか相談室及び支所 地域の出前相談会場において相談対応を行いま す。民間の支援団体と連携しながら専門カウンセ リングや付き添い支援、一時保護などを行いま す。	市民活動推進課	安全・安心な相談窓口の体制整備	女性相談員が、ウィルながおか相談室及び支所地域の出前相談会場において相談対応を行います。 相談件数の増加や相談内容の広域化、複雑化に対応した相談体制の充実を図ります。	市民活動推進課	民間支援団体に関する記載は事業No. 52に含む。			
1	48				職場におけるハラスメント相談 への対応	職場におけるセクハラ・パワハラ被害や、人権侵害などについての相談対応を行います。	市民活動推進課	主要施策(15)から移動			
6 相 談 •	51	相談従事者の研修の充実	女性相談員のための講座・研修会などへの参加 や、スーパーバイザーによるケース検討会の実施 により、相談従事者のスキルアップを図ります。	市民活動推進課	相談従事者の研修の充実	女性相談員のための講座・研修会などへの参加や、スーパーバイザーによるケース検討会の実施により、相談従事者のスキルアップや相談員に対するケアを図ります。	市民活動推進課				
保護体制の充実	52	配偶者暴力相談支援センター機 能の整備	関連機関と連携し、DV被害者及び同伴の子どもなどの相談対応、一時保護や自立支援に関する情報提供の支援及び関係機関とのコーディネートなどの中心的役割を行います。	市民活動推進課	配偶者暴力相談支援センター の 運営	DV被害者支援を行うNPOとの協働でDV被害者及び同伴の子どもなどの相談対応、一時保護や心理カウンセリングの実施、自立支援に関する情報提供の支援及び関係機関とのコーディネートなどの中心的役割を行います。	市民活動推進課				
美	53	外国籍の方のDV相談への対応	外国籍のDV被害者に対して、相談初期の通訳 支援または必要な機関への取り次ぎなどを行いま す。	国際交流課	関係機関と連携した相談の実施	外国籍のDV被害者に対する通訳支援や、高齢者虐待関係機関、障害者相談支援センター、要保護児童対策地域協議会と連携した相談対応など、様々な配慮を必要とする被害者に対し関係機関と連携し適切に対応します。 また、それぞれの機関で相談に携わる職員が虐待について理解を深めるよう啓発を行います。	国際交流課 長寿はつらつ課 福祉課 子ども家庭課	事業№.53, 56, 57, 58を統合			
の の 支援	54	ひとり親家庭への支援	母子家庭などにおける経済的自立の支援と福祉 の増進を図るため、高等技能訓練促進費など給付 支給事業及び母子家庭自立支援教育訓練給付金交 付事業を行います。	生活支援課	ひとり親家庭への支援	母子家庭などにおける経済的自立の支援と福祉の 増進を図るため、高等職業訓練促進給付金等支給事 業及び母子家庭自立支援教育訓練給付事業を行いま す。	生活支援課				
(援の充実自立のため	55	自立支援策の充実	児童扶養手当受給者を対象に、ハローワークと 連携して「福祉から就労」支援事業を実施し、経 済的自立の促進を図ります。	生活支援課	自立支援策の充実	母子・父子自立支援員を設置し、申請のあった児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定し、資格取得や就労などによる経済的自立の促進を図ります。	生活支援課				

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項
1 8	56	児童虐待対策関係機関との連携	要保護児童対策地域協議会を活用して、関係機関と連携し、児童虐待とDVが関係しているケースに関しては適切に対応します。民間支援団体と協働して暴力根絶に向けての啓発活動を行います。	子ども家庭課				事業No.53に統合
関 係 機	57	高齢者虐待対策関係機関との連 携	高齢者相談の中のDV関連のケースに関係機関 と連携し、適切に対応します。	長寿はつらつ課				事業No.53に統合
関や民間支	58	障害者相談機関との連携	障害者相談支援センターなどの関係機関と連携し、障害者相談の中のDV関連のケースについて適切に対応します。	福祉課				事業№53に統合
援団体との連携	59	関係機関・民間支援団体との連 携・協力体制の強化	長岡市DV防止ネットワークの連携を強化し、 関係機関同士の顔の見える関係の中で、相談者に 対して速やかで適切な対応をします。	市民活動推進課	関係機関・民間支援団体との連 携・協力体制の強化	DV被害者支援を行うNPOと連携しDV被害者 支援体制を充実します。 長岡市DV防止ネットワークの連携を強化し、関 係機関同士の顔の見える関係の中で、相談者に対し て速やかで適切な対応をします。		
強 化	60	DV防止計画推進のための体制 づくり	配偶者暴力相談支援センターを中心に、DVに対する庁内の共通理解を図り、スムーズな連携体制を確立します。	市民活動推進課	DV防止計画推進のための体制 づくり	庁内DV被害者支援連絡会議を設置し、 DVに対する共通理解を図り、スムーズな連携体制を確立します。		

主要施策	No.	前期計画事業名	前期計画内容	推進課	後期計画事業名	後期計画内容	推進課	特記事項			
基本目	基本目標 4 男女共同参画の推進体制を充実する										
	61	男女共同参画審議会の開催	条例第25条に基づき、男女共同参画社会の形成 を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を 審議します。	市民活動推進課	男女共同参画審議会の開催	条例第25条に基づき、男女共同参画社会の形成を 総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議 します。					
	62	男女共同参画施策に対する苦情 への対応	条例第24条に基づき、本市の男女共同参画施策 に対する苦情への対応を行います。	市民活動推進課	男女共同参画施策に対する苦情 への対応	条例第24条に基づき、本市の男女共同参画施策に 対する苦情への対応を行います。	市民活動推進課				
	63	基本計画の進捗管理と公表	条例第20条に基づき、各課事業などの施策の実施状況及びその評価についての報告書を作成し、公表します。	市民活動推進課	基本計画の進捗管理と公表	条例第20条に基づき、各課事業などの施策の実施 状況及びその評価についての報告書を作成し、公表 します。					
1 9 庁	64	男女共同参画に関する調査・研究	条例第19条に基づき、男女共同参画社会に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行います。	市民活動推進課	男女共同参画に関する調査・研 究	条例第19条に基づき、男女共同参画社会に関する 施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究 を行います。	市民活動推進課				
内推進体制	65	男女共同参画政策推進会議の開 催	本市の男女共同参画施策について、全庁的な検 討と理解促進を図るため、必要に応じて政策推進 会議を開催します。	市民活動推進課	男女共同参画政策推進会議の開 催	本市の男女共同参画施策について、全庁的な検討 と理解促進を図るため、計画の策定・改訂及び大き な方針変更があった際に政策推進会議を開催しま す。	市民活動推進課				
の 充 実	66	市職員への研修などの実施	市職員を対象に、男女共同参画や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、DVの防止についての理解を深めるための研修などを実施します。	市民活動推進課	市職員への研修などの実施	市職員を対象に、ワーク・ライフ・バランス、D Vの防止についての理解を深めるための研修などを 実施します。					
	67	支所との連携の充実	地域における男女共同参画施策の拠点である支 所との連携を緊密にして、協力して事業の実施 や、必要に応じて情報共有及び課題解決のための 連絡会議などを行います。	市民活動推進課	支所との連携の充実	地域における男女共同参画施策の拠点である支所 との連携を緊密にして、協力して事業の実施や、必 要に応じて情報共有及び課題解決のための連絡会議 などを行います。	市民活動推進課				
	68	コミュニティセンターの整備	地域における拠点づくりを進め、地域活動の活性化を支援します。	市民活動推進課				主要施策(12)へ移動			
携 民 と の)	69	ウィルながおかの充実	条例第9条、17条及び18条に基づき、男女共同 参画施策を推進するための拠点であるウィルなが おかの機能の充実を図るとともに、ウィルながお か登録団体などの活動支援を行います。	市民活動推進課	ウィルながおかの充実	条例第9条、17条及び18条に基づき、男女共同参 画施策を推進するための拠点であるウィルながおか の機能の充実を図るとともに、ウィルながおか登録 団体などの活動支援を行います。	士 足 江 卦 卅 冼 細				
携 ど国 (2 協の県1) 働連な	70	国・県および周辺市町村などと の連携	国、新潟県及び周辺市町村などと連携して、2 次基本計画を推進します。	市民活動推進課	国・県および周辺市町村などと の連携	国、新潟県及び周辺市町村などと連携して、2次 基本計画を推進します。	市民活動推進課				